

7月1日から

日高市健幸のまち推進のための 受動喫煙防止条例が施行されました

問い合わせ 保健相談センター健幸のまち推進担当 ☎042-985-5122



市では、「日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例」を制定しました。

これは、令和3年に行った「健幸のまち」宣言の理念に則した健康増進に関する計画等に基づき、住民の皆さんが健康で生き生きと幸せに暮らせる「健幸のまち」を推進することが目的です。

望まない受動喫煙が生じないようにするためのルールを定めました。市内の道路・公園・広場等、公共の場所は次のルールを守りましょう！



1 ポイ捨てだけでなく、
受動喫煙を生じさせないように
配慮しましょう

2 事業者は、
受動喫煙防止
に必要な環境を
整備しましょう

3 市内4駅の
周辺区域は
原則禁煙です！
※下記の網掛け
部分です。

